# 納税をお忘れなく 個人事業税第一期分の

納めてください。 もので、コンビニでの取り扱 ア(納付金額が30万円以下の 融機関やコンビニエンススト のでお近くの県税事務所、金 ら納税通知書をお送りします い期限内のものに限る)等で 日(月)です。8月中旬に県か 第1期分の納期限は8月31

ますので、ぜひご利用くださ 利用して納付することもでき トバンキングまたはATMを に対応しているインターネッ なお、Pay-easy(ペイジー)

※領収証書が発行されませ 記ホームページをご覧くだ てください。詳しくは、下 金融機関等の窓口で納付し ん。領収証書が必要な方は、

> ので、ご希望の方は口座を開 ※手続きの時期によっては、 手続きをしてください。 設している金融機関の窓口で な口座振替の制度もあります なる場合があります。 第2期分からの取り扱いと また、納税には便利で安全

## 問い合わせ先

西尾張県税事務所

\(\frac{1}{2}\)http://www.pref.aichi.jp/ **2**0586(45)3169 zeimu,



# 無料税務相談税理士による

### 催

8月12日(水)

午後2時~4時 (一人30分以内)

役場 1階 相談室

の税理士 東海税理士会津島支部所属

費税含む)などに関する税務 相談全般 相続、 贈与、 確定申告(消

## 申込方法

さい。

## その他

成は行いません。

役場 税務課

当

税務課へ電話でご予約くだ

プライバシーは守られます。

申告書等の税務書類の作

# 予約・問い合わせ先

内線175・176

税務署からのお知らせ

# 納税者の皆さんからの電話

ています。 ご相談は国税局「電話相談セ による国税に関するご質問 話の受付は自動音声案内となっ ンター」で受け付けています。 そのため、税務署の代表電

めご了承願います。 ができるよう、「事前予約制」 分な時間をもって適切な対応 きますようお願いします。 としていますので、あらかじ る税務署での面接相談は、十 は、音声案内に従っていただ また、個別的な照会に対す 具体的な操作方法について

せん。 は、事前の予約は必要ありま 務署へお越しいただく際に なお、税金の納付相談で税

※予約の際には、ご住所、 お伺いします。 名前およびご相談内容等を お

## 問い合わせ先

津島税務署

**3**0567(26)2161 自動音声案内

## が変わります 自動車税等の減免制度 身体障害者等に対する

設定し、上限額を超える場合 次のとおり減免額の上限額を 動車取得税を全額減免してき していただきます。 税負担の公平性の観点から、 ましたが、減免制度の趣旨や ては、これまで自動車税・自 の方が所有する自動車につい には上限額との差額分を納付 身体障害者手帳等をお持

# 減免額の上限額

自動車税 年税額 45000 円

• 自動車取得税 取得価額300 万円に相当

する税額

## 実施時期

平成22年4月

## 問い合わせ先

県総務部税務課 最寄りの県税事務所または

\http://www.pref.aichi.jp/ zeimu/